

浜松市大規模建築物所有事業者立入検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第36条の規定に基づき、大規模建築物所有事業者に立入検査（以下「立入検査」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(検査対象)

第2条 条例第36条第1項のその他市長が必要があると認める者のうち、大規模建築物所有事業者及びこれに類する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該事業用大規模建築物の廃棄物の保管場所を所有する者
- (2) 当該事業用大規模建築物の廃棄物の帳簿書類その他の物件を管理する者
- (3) その他条例第4章の規定の施行が必要であると認める者

(立入検査)

第3条 立入検査は、年度毎に一定数の事業者を抽出し実施するものとする。

2 前項に掲げるもののほか、条例の施行に必要な限度において、随時立入検査を実施することができる。

(実施方法)

第4条 立入検査は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 原則として2名の職員をもって実施する。
- (2) 立入検査は、事業系一般廃棄物管理責任者又は事業系一般廃棄物管理責任者から立入検査の委任を受けた者を立ち合わせて実施するものとする。
- (3) 第2条各号の者の場所に立入検査を実施する場合、前号に掲げる者のほか、当該場所の所有者若しくは管理者又はそれらから委任を受けた者が立ち会うことができる。
- (4) 実施にあたっては、職員は事前に関係者に連絡しなければならない。ただし、急務を要する場合はこの限りではない。

(調査項目)

第5条 立入検査では、次の事項の調査を実施する。

- (1) 建築物での廃棄物処理体制の調査
- (2) 減量・資源化・適正処理計画書作成の根拠となった帳簿書類及び契約書類の調査
- (3) 廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用に関する調査
- (4) 廃棄物の保管場所の状況に関する調査
- (5) その他関係者からの聴取を含む必要事項の調査

(立入検査票の作成等)

第6条 立入検査を実施した職員は、大規模建築物所有事業者立入検査票（第1号様式。以下「立入検査票」という。）を作成するものとする。

2 立入検査の結果は、大規模建築物所有事業者立入検査結果書（第2号様式）により、

大規模建築物所有事業者に通知するものとする。

(指導)

第7条 立入検査の結果、改善を要すると認められるものについては、その是正のために必要な措置をとるよう指導するものとする。ただし、法令違反については、当該法令の規定するところによる。

(立入検査票の集約等)

第8条 市は、立入検査票について集計等を行い、大規模建築物所有事業者に対する減量・資源化・適正処理の指導の基礎資料とするよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(第1号様式)

大規模建築物所有事業者 立入検査票

※

検査日	平成 年 月 日	管理責任者	
建築物名称		応対者	
電話番号		市担当者	

【書類調査】

1	計画書の提出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	提出日	平成 年 月 日
2	管理責任者の選任	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	提出日	平成 年 月 日

【現地調査】

廃棄物の処理状況の把握

1	一般廃棄物処理契約書の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2	一般廃棄物の発生量の把握	<input type="checkbox"/> 排出時にその都度計量している。 <input type="checkbox"/> 収集業者が計量し、その数量を聞いている。 <input type="checkbox"/> 一定期間計量し、推定している。 <input type="checkbox"/> 容積・袋数から換算している。
3	一般廃棄物の処理ルート	<input type="checkbox"/> 収集運搬業者、処分先ともに把握している。 <input type="checkbox"/> 収集運搬業者を把握している。 <input type="checkbox"/> 把握していない。

計画書に関する聞き取り調査

1	廃棄物の処理方法	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切()
2	廃棄物の処理委託先	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切()

廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用について

1	紙類の発生抑制	<input type="checkbox"/> 裏面使用 <input type="checkbox"/> ペーパーレス(電子化等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他()
2	機密書類以外の紙類のリサイクル	<input type="checkbox"/> 実施している 品目() <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 実施予定なし 理由()
3	機密書類のリサイクル	<input type="checkbox"/> シュレッダーにかけた上で資源化している。 <input type="checkbox"/> シュレッダーにかけずに溶解処理している。 <input type="checkbox"/> もえるごみとして処分している。
4	生ごみのリサイクル	<input type="checkbox"/> 分別した上で、自社でリサイクルしている。 <input type="checkbox"/> 分別した上で、他社でリサイクルしている。 <input type="checkbox"/> 分別しているが、もえるごみとなっている。 <input type="checkbox"/> 分別せずに、もえるごみとしている。
5	草木類のリサイクル	<input type="checkbox"/> 分別した上で、再生利用指定業者でリサイクルしている。 <input type="checkbox"/> 分別した上で、自社でリサイクルしている。 <input type="checkbox"/> 分別せずに、もえるごみとしている。

保管場所の状況

1	保管場所の有無	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 敷地外) <input type="checkbox"/> 無
2	保管場所の状況・ごみの分別状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> おおむね適正() <input type="checkbox"/> 不適正(<input type="checkbox"/> 産廃と混合 <input type="checkbox"/> 不衛生 <input type="checkbox"/> 容量不足)

その他

1	職員・テナント等への研修	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2	再利用の実施、再生利用品の使用	<input type="checkbox"/> 封筒・紙ファイル等事務用品を再利用している。 <input type="checkbox"/> 再生紙を利用している。 <input type="checkbox"/> グリーン購入を徹底している。
3	店頭回収、簡易包装の取り組み状況 【小売店舗のみ】	<input type="checkbox"/> 店頭回収実施(<input type="checkbox"/> 牛乳パック <input type="checkbox"/> アルミ缶 <input type="checkbox"/> びん) (<input type="checkbox"/> ペットボトル <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 簡易包装実施 <input type="checkbox"/> レジ袋()

特記事項、指導事項

特記事項、指導事項	
-----------	--

(第2号様式)

大規模建築物所有事業者 立入検査結果書

検査日	平成 年 月 日	管理責任者	様
建築物名称		応対者	様
電話番号		市担当者	

【書類調査・計画書に関する聞取り調査】

1	計画書の提出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	提出日	平成 年 月 日
2	管理責任者の選任	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	提出日	平成 年 月 日
〈特記事項〉 <input type="checkbox"/> 処理方法が不適切です。 <input type="checkbox"/> 処理委託先が不適切です。				

【現地調査】

廃棄物の処理状況の把握	
<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理状況の把握ができています。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理状況の把握が必要です。状況把握に努めてください。	
〈特記事項〉	
廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用について	
(廃棄物全般) <input type="checkbox"/> 廃棄物・資源物の分別・減量・リサイクルは適切です。 <input type="checkbox"/> 廃棄物・資源物の(<input type="checkbox"/> 分別 ・ <input type="checkbox"/> 減量 ・ <input type="checkbox"/> リサイクル)に努めてください。	
〈特記事項〉	
内 訳	(古紙類) <input type="checkbox"/> 古紙類の分別・減量・リサイクルは適切です。 <input type="checkbox"/> 古紙類の(<input type="checkbox"/> 分別 ・ <input type="checkbox"/> 減量 ・ <input type="checkbox"/> リサイクル)に努めてください。
	(生ごみ) <input type="checkbox"/> 生ごみの分別・減量・リサイクルは適切です。 <input type="checkbox"/> 生ごみの(<input type="checkbox"/> 分別 ・ <input type="checkbox"/> 減量 ・ <input type="checkbox"/> リサイクル)に努めてください。
	(草木類) <input type="checkbox"/> 草木類の分別・リサイクルは適切です。 <input type="checkbox"/> 草木類の(<input type="checkbox"/> 分別 ・ <input type="checkbox"/> リサイクル)に努めてください。
	(その他のごみ) <input type="checkbox"/> その他のごみの分別・減量・リサイクルは適切です。 <input type="checkbox"/> その他のごみの(<input type="checkbox"/> 分別 ・ <input type="checkbox"/> 減量 ・ <input type="checkbox"/> リサイクル)に努めてください。
保管場所の状況	
<input type="checkbox"/> 廃棄物の保管状況は良好です。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の保管が適切ではありません。適切な保管をお願いします。 (<input type="checkbox"/> 一般廃棄物と産業廃棄物の混合 ・ <input type="checkbox"/> 臭気 ・ <input type="checkbox"/> 害虫等 ・ <input type="checkbox"/> 容量不足)	
〈特記事項〉	
その他	
〈特記事項・指導事項〉	

今後も、ごみの減量・資源化・適正処理に御協力をお願いします。

(問い合わせ先) 浜松市環境部資源廃棄物政策課 TEL453-6229